



第18回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号
J R博多シティ 10階
J R博多シティ会議室（B）

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主の皆様へ

S P Aモデルの進化。戦略的投資で持続的な企業価値の向上へ

当社グループは、2028年に向けた新たな成長戦略を始動しました。福岡・熊本・沖縄エリアでの圧倒的な地位を盤石にし、強みである「不動産S P Aモデル」をさらに進化させ、強固な収益基盤を構築します。現在は、この飛躍を確かなものにする「先行投資期間」です。創出した利益を事業拡大へ優先的に投資することで成長を加速させ、中長期的な企業価値向上をもって皆様のご期待に応えて参ります。

代表取締役社長 高村 隼人

ミッション

価値を創り、成長し続ける。

ビジョン

プライム上場を果たし、時価総額1,000億を実現。
その先の、日本を代表する企業へ。

中期経営計画 2026-2028数値目標

■ 連結売上高（単位：億円）



■ 連結営業利益（単位：億円）



成長戦略の骨子

① エリアの拡大 (東京進出)

九州で磨きあげた「不動産SPAモデル」を東京で展開。早期に九州エリアと同規模の供給体制を目指します。

② 収益力の進化 (ゼネコン化)

建設機能を強化し、外部受注にも着手。建設有資格者を倍増させ、他社が模倣できない供給体制を確立します。

③ 商品の拡大 (ホテル開発)

既存事業のリソースを活かし、「不動産SPAモデル ホテルVer.」を確立。内製化による新たな収益モデルを構築します。

株主優待制度の新設

400株以上保有の株主様対象
選べるデジタルギフト

40,000円分/年

※毎年6月末、12月末の年2回（各20,000円分/回）
※Amazonギフトカード/PayPayマネーライト等に交換可能

中長期的な企業価値向上へ

現在は中期経営計画の達成に向け、用地取得やM&A、人材への戦略投資を最優先しております。創出した利益をこれらへ集中的に充当し、大幅な企業価値向上を図るため、当面は事業投資を優先いたします。

一方で、株主の皆様のご支援に感謝し、当社株式の魅力を高めるべく株主優待制度を新設いたしました。本制度を通じてより多くの方に株主となっただき、活発な売買環境を整え、適正な評価獲得につなげることで、皆様と共に持続的な成長を実現できれば幸いです。

株主優待制度の詳細



証券コード 2970
2026年 3月10日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号
G L C G R O U P 株 式 会 社
(旧商号：株式会社グッドライフカンパニー)
代表取締役社長 高 村 隼 人

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.goodlife-c.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「株主総会資料」「第18回定時株主総会招集ご通知」を順に選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2970/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「GLC GROUP」又は「コード」に当社証券コード「2970」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ10階
JR博多シティ会議室(B)
※本総会の開催場所は、前年とは異なっておりますので、ご注意ください。
詳しくは、末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 資本金の額の減少の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.goodlife-c.co.jp/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2970/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」を除いております。
したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたい事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

事業報告

(自 2025年 1月 1日)
(至 2025年12月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が下支えとなり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクに加えて原材料価格、エネルギー価格の高騰や、金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、人件費や建築資材の価格の高騰に伴う物件価格の上昇に加え、金利の上昇基調に伴う財務コストの増大など、事業環境の不確実性が高まっており、引き続き市場動向を慎重に見極める必要があります。しかしながら、主要都市での賃貸需要やインフレによる継続的なインカムゲインの確保が期待できることから、国内外の投資家による国内不動産への投資意欲は、引き続き高水準で推移しております。

このような環境のもと、当社グループは、2025年12月期の重点施策として、連結子会社である株式会社デベロップデザインの事業基盤を活かした首都圏エリアにおける賃貸マンション開発事業の展開を掲げ、注力して参りました。また、事業エリア拡大に伴う開発棟数の増加に対応するため、建築技術者の採用を引き続き積極的に進めて参りました。

当連結会計年度においては、前連結会計年度から開発を行っていた27物件が竣工したことにより、当連結会計年度末において当社が企画・開発に携わった物件の竣工棟数は累計194棟、管理戸数は7,708戸となりました。

この結果、売上高は24,505百万円（前連結会計年度比43.1%増）、営業利益は2,573百万円（同66.7%増）、経常利益は2,529百万円（同67.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,652百万円（同65.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(不動産投資マネジメント事業)

当事業は、アセットマネジメント事業とプロパティマネジメント事業により構成されております。

アセットマネジメント事業はさらに2つの事業体に区分されます。1つ目は、当社及び連結子会社である株式会社グッドライフ建設において、主に福岡、熊本、那覇、札幌で資産形成・運用をお考えのオーナー様に対し、投資用新築一棟賃貸マンションの用地販売、設計、建築及び売買仲介サービスを提供しております。2つ目は、連結子会社である株式会社デベロップデザインにおいて、主に首都圏で不動産開発、設計監理及び近隣対策業務を提供しております。

また、プロパティマネジメント事業では賃貸仲介及び賃貸管理サービスを提供しております。

アセットマネジメント事業につきましては、中期的な成長戦略の一環として首都圏エリアでの展開に注力して参りました。その結果として、当連結会計年度において東京都内（高田馬場）で初となる開発用地の取得が確定し、本格的な首都圏進出の第一歩を踏み出すことができました。また、既存事業エリアにおいても堅調に推移し、当連結会計年度において27物件が竣工するとともに、当社開発に係る新規設計契約14件及び連結子会社である株式会社グッドライフ建設において建築に係る工事請負契約15件を受注し、当連結会計年度末における進行中の工事は16件となりました。

プロパティマネジメント事業につきましては、新築一棟マンション26物件の引渡し及び新規管理受託18物件により管理受託件数が増加しております。

この結果、不動産投資マネジメント事業の売上高は24,178百万円（前連結会計年度比43.3%増）、セグメント利益は2,735百万円（同64.7%増）となりました。

(エネルギー事業)

当事業は、連結子会社である株式会社グッドライフエネルギーにおいて、主に当社が管理を行う物件の入居者様に対し、プロパンガスの供給を行っております。当連結会計年度においては、新たに那覇でのガスの供給を開始するなど、事業基盤の拡大に努めて参りました。これにより、当連結会計年度末におけるプロパンガス供給棟数は172棟となっております。

この結果、エネルギー事業の売上高は319百万円（前連結会計年度比28.4%増）、セグメント利益は5百万円（前連結会計年度は1百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、574百万円であります。

その主なものは、連結子会社である株式会社グッドライフエネルギーのプロパンガス供給、配管設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの用地仕入資金、賃貸マンションの建設資金及びガス供給設備取得のための設備投資資金として、金融機関より7,536百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月1日を効力発生日とする会社分割（吸収分割）の実施により、持株会社体制へ移行するとともに、同日付で商号をGLC GROUP株式会社に変更いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2022年12月期)	第16期 (2023年12月期)	第17期 (2024年12月期)	第18期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高(百万円)	8,061	11,435	17,126	24,505
経常利益(百万円)	545	1,035	1,511	2,529
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	310	696	1,000	1,652
1株当たり当期純利益(円)	18.45	41.72	59.48	100.05
総資産(百万円)	7,010	9,361	19,019	19,023
純資産(百万円)	2,579	3,260	4,306	5,811
1株当たり純資産額(円)	154.07	195.14	255.69	346.33

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2022年12月期)	第16期 (2023年12月期)	第17期 (2024年12月期)	第18期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高(百万円)	3,432	5,352	8,191	10,085
経常利益(百万円)	222	653	998	1,322
当期純利益(百万円)	110	477	723	841
1株当たり当期純利益(円)	6.58	28.58	42.98	50.92
総資産(百万円)	5,173	6,685	13,079	13,886
純資産(百万円)	2,182	2,643	3,412	4,088
1株当たり純資産額(円)	130.35	158.24	202.61	242.45

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社グッドライフカンパニー 分割準備会社	40百万円	100.0%	不動産投資 マネジメント事業
株式会社グッドライフ建設	40百万円	100.0%	建築工事請負業務
株式会社グッドライフエネルギー	30百万円	100.0%	プロパンガス販売事業 通信サービス業
安心入居サービス株式会社	1百万円	100.0%	家賃滞納保証業務
株式会社プロキャリアエージェント	5百万円	100.0%	資産管理
株式会社デベロップデザイン	20百万円	100.0%	不動産開発及び マンション設計業務

(注) 2026年1月1日付で、株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社はGLC株式会社に、株式会社グッドライフ建設はGLC建設株式会社に、株式会社グッドライフエネルギーはGLC ENERGY株式会社に、それぞれ商号を変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「価値を創り、成長し続ける。」を経営理念として、不動産投資家に対し、投資用新築一棟賃貸マンションの用地仕入、販売、設計、建築、賃貸仲介、賃貸管理、売買仲介、エネルギー供給までをワンストップで担う「不動産S P Aモデル」を展開しております。また、2026年1月1日付の持株会社体制移行を機に、新たなグループ経営基盤を構築いたしました。今後は、既存エリア（福岡・熊本・沖縄）における年間50棟着工体制の強化はもとより、東京への進出も加速させて参ります。多角的な事業展開を通じて日本を代表する企業へと飛躍し、持続的な成長を実現すべく、以下の課題に取り組んで参ります。

① DX推進による不動産S P Aモデルの最適化と生産性向上

当社グループは、不動産S P Aモデルの利点を最大限に引き出すため、これまで営業支援ツール（S F A）を活用し、用地情報の収集ルートの可視化や営業活動の数値化に取り組んで参りました。

今後は、これらの基盤をさらに一歩進めるため、DXを加速させ、安定供給体制の強化を図って参ります。DXにより、部門間の情報伝達のロスを徹底的に排除し、迅速かつ適切な意思決定につなげることで、物件開発のスピードを大幅に向上させて参ります。

② ブランド認知向上及び新規顧客基盤の拡大

当社グループは、投資用新築一棟賃貸マンション「LIBTH（リブス）」ブランドにおいて、これまで既存オーナー様や金融機関からのご紹介といったリピートによるお取引を中心に、広告宣伝費を抑制した効率的な集客を実現して参りました。

しかし、今後は既存エリア50棟体制の構築及び東京の供給棟数拡大を遂げるため、従来の枠組みを超えた新規顧客の開拓と、ブランドの全国区化が不可欠であると認識しております。不動産投資家層における確固たるブランド地位を築くべく、デジタルマーケティングやメディアを通じた戦略的投資を本格化し、紹介に頼らない新たな集客エンジンを構築いたします。

③ 既存事業の拡張

「不動産S P Aモデル」の核心的な強みは、用地仕入から設計、そして「自社施工」までを一貫して手掛けることによる徹底したコストコントロールにあります。昨今の建築資材高騰や人手不足という厳しい外部環境下においても、外部委託に頼らない自社施工体制をさらに強化・拡充することで、中間マージンの排除と施工プロセスの効率化を徹底いたします。これにより、他社には模倣困難な「高品質かつ高い利回り」を維持し、安定供給体制を盤石なものにして参ります。また、これまで福岡・熊本・沖縄の成長都市で磨き上げてきた高効率なビジネスモデルを、国内最大の市場である東京へと展開いたします。2025年12月には、東京において初となる用地を取得しており、本モデルが首都圏においても十分に通用することを検証済みです。今後は、これまで培った「高い生産性」と「自社施工によるコスト優位性」を武器に、巨大な需要が存在する東京においてシェアを急速に拡大し、グループ全体の収益基盤を成長させて参ります。

④ 新規事業への積極投資

(ホテル事業への本格参入)

当社グループは、収益基盤の多角化と中長期的な企業価値向上のため、新たな成長エンジンとしてホテル事業へ参入いたします。投資用新築一棟賃貸マンションの開発において培った高い設計・施工能力及びコストコントロールの知見をホテル開発へ転用し、投資効率に優れた高付加価値なアセットを創出して参ります。今後は進出エリアを厳選し、圧倒的な運用パフォーマンスと長期的な資産性を兼ね備えた独自の空間価値を提供して参ります。また、単なる不動産開発に留まらず、集客戦略からホテル運営（オペレーション）機能までをグループ内で内製化し、企画から運営までを一気通貫で担う「不動産S P Aモデル ホテルバージョン」を確立いたします。これにより、顧客ニーズをダイレクトに商品設計やサービス改善へ反映させるサイクルを確立し、運営効率の極大化とブランド価値の向上を図ることで、既存事業に次ぐ強固な収益基盤を構築して参ります。

(新領域への進出とM&Aの活用)

当社グループのさらなる成長加速と事業拡大のため、中長期的な視点で新規事業の開拓・育成に注力し、将来の中核事業へと発展させて参ります。企画立案力や専門人材の強化、積極的な営業活動を推進するとともに、グループシナジーの創出や事業領域の迅速な拡大を目的としたM&Aについても、機動的かつ戦略的に検討を進めて参ります。

⑤ 人材確保と育成

当社グループの事業拡大と成長を支える最も重要な経営資源は「人」とであると認識しております。用地仕入の経験者や建築技術者など専門的な知識を有する人材を継続して確保するため、採用活動への投資を積極的に行って参ります。また、人材を資本として捉え、その価値を最大化する「人的資本経営」の考え方を重視し、社員一人ひとりの能力を最大限に引き出すための環境整備や、働きがいのある組織風土の醸成を推進することで、社員が意欲を持って活躍できる組織づくりに努めて参ります。

⑥ コンプライアンスの徹底

当社グループでは、不動産投資マネジメント事業、プロパンガス販売事業及び家賃滞納保証業務を行っていることから、現在、一級建築士事務所登録、宅地建物取引業免許、特定建設業許可、液化石油ガス販売事業登録、ガス小売事業者登録及び液化石油ガス保安機関認定を取得しており、各種法規制等のもとに事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動を行っております。

当社グループでは、今後も、全社的にコンプライアンスを徹底することが必要であると考えており、経営陣のコンプライアンスに対する認識強化に加え、独立役員の牽制機能の強化（独立役員全員が出席する会議体の運営）、全社員を対象にした定期的な研修等を継続して実施して参ります。また、今後も新たな事業展開によって、子会社や関係会社が増加することに比例して、不正行為等による法令違反の発生リスクが増加していくと想定されるため、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境、体制を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、経営の公正性・透明性を確保して参ります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主な内容
不動産投資マネジメント事業	アセットマネジメント事業 賃貸マンションの企画・設計・施工・販売 不動産開発・マンション設計業務
	プロパティマネジメント事業 賃貸マンションの仲介、入居者募集、建物管理、入居者対応
エネルギー事業	賃貸マンションへのプロパンガスの供給

(6) 主要な拠点等

① 当社の主要な営業所

本社	福岡県福岡市
支社	熊本県熊本市、沖縄県那覇市

② 子会社

株式会社グッドライフカンパニー 分割準備会社	福岡県福岡市
株式会社グッドライフ建設	福岡県福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市
株式会社グッドライフエネルギー	福岡県福岡市、熊本県熊本市、沖縄県那覇市
安心入居サービス株式会社	熊本県熊本市
株式会社プロキャリアエージェント	福岡県福岡市
株式会社デベロップデザイン	東京都千代田区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産投資マネジメント事業	144(20)名	14名増(3名減)
エネルギー事業	9(2)名	2名増(1名増)
全社(共通)	17(2)名	2名増(1名増)
合計	170(24)名	18名増(1名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96(12)名	10名増(-)	36.5歳	3.8年

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員及び人材派遣会社からの派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	4,079百万円
株式会社みずほ銀行	1,785
株式会社肥後銀行	1,208
株式会社熊本銀行	1,065

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、持株会社体制に移行するため、2025年8月18日に当社100%子会社である株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社（以下、「分割準備会社」という。）を設立いたしました。また、2026年1月1日付で、当社が営む不動産投資マネジメント事業を子会社である分割準備会社に承継させるとともに、当社グループのブランド再構築を図るべく、当社は「GLC GROUP株式会社」、分割準備会社は「GLC株式会社」へと商号変更したほか、主要な子会社である株式会社グッドライフ建設は「GLC建設株式会社」に、株式会社グッドライフエネルギーは「GLC ENERGY株式会社」にそれぞれ商号変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 39,600,000株

(注) 当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は39,600,000株となっております。

② 発行済株式の総数 17,344,800株
(自己株式764,748株を含む)

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、128,400株増加しております。
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施いたしました。これにより、発行済株式総数は12,918,600株増加し、17,224,800株となっております。

③ 株主数 1,066名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
高村隼人	10,548,000株	63.61%
三菱UFJスマート証券株式会社	1,298,200	7.82
蔭山恭一	861,200	5.19
佐方修	742,800	4.48
近松敬倫	452,000	2.72
むさし証券株式会社	210,100	1.26
株式会社SBI証券	201,847	1.21
竹林正隆	188,608	1.13
高田瑠弥	130,000	0.78
株式会社三津野建設	120,000	0.72

(注) 持株比率は自己株式 (764,748株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2024年12月19日及び2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。取得結果は以下のとおりであります。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	122,700株
株式の取得価額の総額	350,964,400円
取得方法	東京証券取引所における市場買付
取得期間	2024年12月20日～2025年3月24日

ロ. 当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、2025年10月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施いたしました。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権		
発行決議日		2018年2月22日	2024年10月30日		
新株予約権の数		160個	1,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 192,000株 (新株予約権1個につき1,200株)	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき400株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権1個当たり5,000円		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり217,200円 (1株当たり 181円)	新株予約権1個当たり194,000円 (1株当たり 485円)		
権利行使期間		2020年3月24日から 2028年2月28日まで	2026年2月15日から 2030年12月31日まで		
行使の条件		(注) 2	(注) 3		
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	160個	新株予約権の数	1,500個
		目的となる株式数	192,000株	目的となる株式数	600,000株
		保有者数	2名	保有者数	3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 2. 第1回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
 ①新株予約権発行時において当社取締役又は監査役もしくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
 ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 ③その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 第2回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記の条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
2025年12月期から2029年12月期までのいずれかの事業年度において、当社及び連結子会社（2024年9月30日時点で連結子会社である会社を対象とする。）の連結損益計算書における経常利益の額が一度でも25億円を超過した場合。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役その他これらに準じる地位又は従業員の地位、当社との間で継続的取引関係を有する地位（以下、総称して「要件地位」という。）にあることを要する。ただし、要件地位の喪失が、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由に基づくものである場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
 - ④新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合、当社もしくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合には、本新株予約権の行使を認めない。
 - ⑤当社又は当社関係会社に対して損害又はその恐れをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合には、本新株予約権の行使を認めない。
 - ⑥各本新株予約権1個未滿の行使を行うことはできない。
4. 第1回新株予約権について、2020年4月1日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
5. 2025年10月1日付で行った普通株式1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高村隼人	
常務取締役	伊藤貴光	営業本部長
取締役	近松敬倫	営業推進部長
取締役 (監査等委員)	姫野幸一	
取締役 (監査等委員)	石井麻衣子	司法書士法人 t 4 代表社員
取締役 (監査等委員)	柳堀泰志	柳堀公認会計士事務所所長 柳堀行政書士事務所所長 (株)R J パートナース代表取締役 税理士法人 Ignis Partners 代表社員 (株)ハブ社外監査役 (株)コラントッテ社外取締役 (株)日本テクノ開発社外取締役 (監査等委員) (株)セイファート社外取締役

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で持株会社体制へ移行し、商号をGLC GROUP株式会社に変更いたしました。これに伴い、同日付で各取締役の当社における地位及び担当が変更となっているほか、事業承継会社である株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社 (現GLC株式会社) の取締役を兼務している者がおります。現在の状況については、後記の株主総会参考書類の候補者略歴をご参照ください。
2. 取締役 (監査等委員) 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
4. 内部監査部が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施し、内部監査部と筆頭監査等委員の姫野幸一氏が密に連携しているため、必ずしも常勤者の選任を必要としないことから、常勤の監査等委員を選任しておりません。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(注) 当社は、2026年1月1日付で持株会社体制へ移行し、GLC GROUP株式会社へ商号変更いたしました。当該契約は変更後の商号においても有効に存続しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。被保険者の範囲は、当社及び連結子会社の取締役の全員となっており、保険料は当社が全額負担しております。

(注) 2026年1月1日付の持株会社体制への移行に伴い、同日付で事業を承継した株式会社グッドライフカンパニー分割準備会社（現GLC株式会社）の取締役についても、当該保険契約の範囲に含まれております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該決定方針に変更が生じた場合は、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けることといたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社の持続的発展を担う人材を確保し適切に報奨することができる制度であり、企業の持続的な成長と中期的な企業価値の向上を促し株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、当該取締役の役位、職責、役割貢献度に応じて社会的な水準及び経営内容、従業員給与等との均衡等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。毎年、事業年度終了後、基本報酬の見直しを行い、次の事業年度から適用する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は2022年3月29日開催の第14回定時株主総会において決議された年額200百万円以内とする。

c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定に関する評価・決定プロセスの客観性及び透明性を確保する事等を目的として、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を取締役会の任意の諮問機関として2022年8月1日付で設置した。

当事業年度においては、2025年3月26日に代表取締役社長高村隼人の裁定に一任することを決議し、その権限の内容は、代表取締役社長による各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分としている。

代表取締役社長の裁定に一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価、査定を行うには代表取締役社長が最も適しているためである。

一任された代表取締役社長は報酬額の決定にあたり、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定する。

なお、取締役（監査等委員）の報酬額は、取締役（監査等委員）の協議において決定する。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第14回定時株主総会において決議された年額10百万円以内とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	68 (-)	68 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	5 (5)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	73 (5)	73 (5)	- (-)	- (-)	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。
2. 基本報酬の算定方法等については、「④ 取締役の報酬等」に記載しておりますが、各事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性等を総合的に勘案して算定することとしております。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第14回定時株主総会において年額200百万円以内と決議をいただいております。なお、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まないこととしております。上記の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は4名 (うち社外取締役0名) であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第14回定時株主総会において年額10百万円以内と決議をいただいております。上記の監査等委員である取締役の報酬限度額の定めに係る取締役の員数は3名 (社外取締役3名) であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 (監査等委員) 石井麻衣子氏は、司法書士法人 t 4 代表社員であり、社外取締役 (監査等委員) 柳堀泰志氏は、柳堀公認会計士事務所所長、柳堀行政書士事務所所長、(株)R J パートナーズ代表取締役、税理士法人 Ignis Partners 代表社員、(株)ハブ社外監査役、(株)コラントツテ及び(株)セイファートの社外取締役、(株)日本テクノ開発社外取締役 (監査等委員) であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	姫 野 幸 一	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会12回全てに出席いたしました。</p> <p>主にガバナンス及びコンプライアンス等の見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、監査に関する見識に基づき、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	石 井 麻 衣 子	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会12回全てに出席いたしました。</p> <p>司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、法的書類作成及び不動産に関する専門的な見識に基づき、アドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	柳 堀 泰 志	<p>当事業年度に開催された取締役会15回及び監査等委員会12回全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、公認会計士及び税理士として専門的な見識に基づきアドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p>

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査実績の検証と評価を基準に、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議を行っております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ロ. 社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。
 - ハ. 監査等委員会を設置する。監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査基準に基づき取締役会その他重要な会議に出席及び日常の業務監査により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。
 - ニ. 取締役及び使用人は、「経営理念」及び「行動規範」に基づいて行動し管理部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。
 - ホ. 内部監査部は、「内部監査規程」に従い各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長に報告する。
 - ヘ. 法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。
 - ト. 会社は、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。

また、「リスク管理規程」に定めるリスクマネジメント委員会を毎月開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定時取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。
 - ロ. 取締役の職務が効率的に行われるように、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「グループ会社管理規程」を定め、関係会社の管理は管理部長が行うものとする。子会社の経理処理については、当社管理部で行い、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。また、内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びその他の使用人の指揮命令は受けない。
 - ロ. 監査等委員会の命令により使用人が行う職務についての人事評価及び人事異動は、監査等委員会の同意を得て行う。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査等委員会に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。
 - ハ. 内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
 - ロ. 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。
 - ハ. 取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査等委員会の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査等委員会に報告する。
 - ニ. 監査等委員が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 監査等委員は、監査等委員の協議によって定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しました。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,656	流動負債	7,980
現金及び預金	5,923	買掛金	39
売掛金	175	工事未払金	1,040
契約資産	689	短期借入金	4,228
販売用不動産	6,253	1年内返済予定の長期借入金	472
仕掛販売用不動産	1,639	リース債務	16
未成工事支出金	298	契約負債	807
その他	675	未払法人税等	423
固定資産	3,366	賞与引当金	52
有形固定資産	2,045	預り金	426
建物及び構築物	1,645	その他	473
車両運搬具	20	固定負債	5,231
工具、器具及び備品	22	長期借入金	5,136
土地	268	リース債務	51
リース資産	61	退職給付に係る負債	26
建設仮勘定	27	繰延税金負債	10
無形固定資産	707	その他	6
のれん	700	負債合計	13,211
その他	6	(純資産の部)	
投資その他の資産	613	株主資本	5,725
繰延税金資産	130	資本金	69
その他	503	資本剰余金	664
貸倒引当金	△20	利益剰余金	5,398
資産合計	19,023	自己株式	△406
		その他の包括利益累計額	16
		その他有価証券評価差額金	16
		新株予約権	69
		純資産合計	5,811
		負債純資産合計	19,023

連結損益計算書

(自 2025年 1月 1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,505
売上原価	20,532
売上総利益	3,973
販売費及び一般管理費	1,400
営業利益	2,573
営業外収益	
受取利息及び配当金	8
受取リース及び評価益	1
補助金	27
補償収入	7
保険解約返戻金	14
固定資産売却益	0
その他	17
営業外費用	
支払利息	115
支払手数料	3
その他	2
経常利益	2,529
経常外損失	
固定資産除売却損	27
税金等調整前当期純利益	2,502
法人税、住民税及び事業税	897
法人税等調整額	△47
親会社株主に帰属する当期純利益	1,652

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益 累計額		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 の 有価証券 評価差額金	その他 の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	71	562	3,745	△100	4,280	－	－	26	4,306
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	49	49			99				99
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,652		1,652				1,652
自己株式の取得				△306	△306				△306
資本金から剰余金への 振替	△51	51			－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						16	16	42	59
当期変動額合計	△2	101	1,652	△306	1,445	16	16	42	1,504
当期末残高	69	664	5,398	△406	5,725	16	16	69	5,811

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,565	流動負債	5,489
現金及び預金	2,981	買掛金	27
売掛金	133	工事未払金	29
販売用不動産	6,131	短期借入金	3,705
仕掛販売用不動産	856	関係会社短期借入金	370
未成工事支出金	24	1年内返済予定の長期借入金	339
前渡金	113	リース債務	10
前払費用	25	未払金	193
関係会社短期貸付金	273	前受金	44
その他	56	未払法人税等	299
貸倒引当金	△31	賞与引当金	27
固定資産	3,321	預り金	420
有形固定資産	156	その他	22
建物	86	固定負債	4,308
構築物	0	長期借入金	4,275
車両運搬具	12	リース債務	31
工具、器具及び備品	18	その他	0
リース資産	38	負債合計	9,798
無形固定資産	5	(純資産の部)	
商標権	2	株主資本	4,019
ソフトウェア	3	資本金	69
投資その他の資産	3,159	資本剰余金	664
関係会社株式	2,810	資本準備金	304
関係会社長期貸付金	163	その他資本剰余金	359
繰延税金資産	76	利益剰余金	3,692
その他	107	その他利益剰余金	3,692
資産合計	13,886	繰越利益剰余金	3,692
		自己株式	△406
		新株予約権	69
		純資産合計	4,088
		負債純資産合計	13,886

損益計算書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	10,085
売上原価	7,930
売上総利益	2,155
販売費及び一般管理費	811
営業利益	1,343
営業外収入	8
受取利息	37
受取手数料	27
受取補償	2
その他	75
営業外費用	93
支払利息	2
支払手数料	1
その他	97
経常利益	1,322
特別損失	29
固定資産売却損	0
その他	29
税引前当期純利益	1,292
法人税、住民税及び事業税	472
法人税等調整額	△20
当期純利益	841

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2025年 1月 1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	71	255	307	562	2,851	2,851
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	49	49		49		
当 期 純 利 益					841	841
自 己 株 式 の 取 得						
資本金から剰余金への 振 替	△51		51	51		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	△2	49	51	101	841	841
当 期 末 残 高	69	304	359	664	3,692	3,692

	株 主 資 本		新株予約権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△100	3,386	26	3,412
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		99		99
当 期 純 利 益		841		841
自 己 株 式 の 取 得	△306	△306		△306
資本金から剰余金への 振 替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			42	42
当 期 変 動 額 合 計	△306	633	42	676
当 期 末 残 高	△406	4,019	69	4,088

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

GLC GROUP株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 照屋 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GLC GROUP株式会社（旧会社名 株式会社グッドライフカンパニー）の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GLC GROUP株式会社（旧会社名 株式会社グッドライフカンパニー）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

GLC GROUP株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 照屋 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GLC GROUP株式会社（旧会社名 株式会社グッドライフカンパニー）の2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

(持株会社体制への移行に伴う吸収分割)

当社は、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とする会社分割により、当社の不動産マネジメント事業を当社の100%子会社であるGLC株式会社に承継し、持株会社体制に移行するとともに、同日付で当社の商号を「GLC GROUP株式会社」に変更いたしました。

2026年2月19日

GLC GROUP株式会社 監査等委員会

監査等委員 姫野幸一 ㊞

監査等委員 石井麻衣子 ㊞

監査等委員 柳堀泰志 ㊞

(注) 監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額を振り替えいたしません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額69,705,800円のうち、49,705,800円を減少し、減少後の資本金の額を20,000,000円といたします。ただし、本議案の効力発生日までの期間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該行使により増加する資本金の額と同額を、上記の減少する資本金の額に加えて減少するものとし、減少後の資本金の額は20,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者は、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て決定しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たかむらはやと 高村隼人 (1979年9月24日)	2002年 4月 (株)熊本シティエフエム入社 2004年11月 (株)多々良入社 2008年 6月 (株)水前寺不動産(現当社)設立 代表取締役社長 2011年11月 安心入居サービス(株)(現連結子会社)設立 代表取締役社長 2019年 4月 (株)グッドライフ建設(現GLC建設(株)) 代表取締役社長 2020年 1月 (株)プロキャリアエージェント 代表取締役社長(現任) 2020年 1月 (株)グッドライフ建設(現GLC建設(株)) 代表取締役会長 2020年 6月 (株)グッドライフエネルギー(現GLC ENERGY(株)) 代表取締役社長 2025年 8月 (株)グッドライフカンパニー分割準備会社(現GLC(株)) 代表取締役社長(現任) 2026年 1月 当社グループCEO 代表取締役社長(現任)	10,548,000株
【選任理由】 2008年の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、投資用新築一棟賃貸マンション「LIBTH」ブランドの展開等、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、取締役候補者として選任しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	伊藤 貴光 (1980年2月18日)	2003年1月 (有)さかき印刷入社 2006年2月 (株)ヒューマン・クレスト入社 2013年4月 同社取締役 2016年4月 当社入社 2017年1月 当社取締役営業部長 2022年1月 当社取締役ディベロップメント事業部長 2024年1月 当社常務取締役ディベロップメント事業部長 2025年1月 当社常務取締役営業本部長 2026年1月 当社常務取締役(現任) 2026年1月 GLC(株) 常務取締役営業本部長(現任)	25,700株
【選任理由】 2016年に入社して以来、用地開発を行う営業部(現営業本部)を統括し、当社の成長をけん引して参りました。今後も、当社ビジネスモデルの入口にあたる用地開発の分野において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者として選任しております。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	近松 敬倫 (1972年4月11日)	1996年4月 (株)多々良入社 2008年6月 当社入社 2010年1月 当社取締役 2013年5月 当社常務取締役 2018年12月 当社常務取締役開発事業部長 2019年3月 安心入居サービス(株) 代表取締役社長(現任) 2019年4月 当社常務取締役賃貸管理部長 2019年7月 当社常務取締役 2020年1月 当社取締役開発事業部長 2020年6月 (株)グッドライフエネルギー(現GLC ENERGY(株)) 取締役 2021年6月 当社取締役開発事業部長兼賃貸管理部長 2022年1月 当社取締役 2022年1月 (株)グッドライフエネルギー(現GLC ENERGY(株)) 代表取締役社長(現任) 2023年3月 当社取締役社長室長 2025年1月 当社取締役管理本部長 2025年8月 (株)グッドライフカンパニー分割準備会社(現GLC(株)) 取締役 2025年11月 当社取締役営業推進部長 2026年1月 当社取締役内部監査部長(現任) 2026年1月 GLC(株) 営業推進部長(現任)	452,000株
【選任理由】 上記略歴のとおり、設立以降、開発事業部や賃貸管理部を統括し事業基盤の確立に貢献して参りました。現在は子会社社長、営業推進部長として事業拡大をけん引し、内部監査部長としてガバナンス強化に尽力しております。今後も当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者として選任しております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	とく たけ なげし 徳武剛 (1967年9月7日)	1991年 4月 サントリー(株)入社 2009年10月 (株)ダイナック 経営企画本部部長 2014年10月 同社執行役員経営企画本部部長 2016年 4月 同社執行役員経営企画本部部長 2019年 4月 同社上席執行役員経営企画・財経本部長 2022年 3月 サントリーマーケティング&コマース(株) 代表取締役社長 2025年 4月 当社管理本部部長 2025年 7月 当社管理部長 2026年 1月 当社取締役管理部長(現任)	－株
【選任理由】 財務、企画、その他の経営管理全般を統括したほか、代表取締役社長として経営実務を担うなど、豊富な知識・経験を有しております。そのため、当社及び当社グループの更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役候補者として選任しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 高村隼人氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひめのこういち 姫野幸一 (1951年10月30日)	1977年 4月 (株)西日本相互銀行 (現(株)西日本シティ銀行) 入行 1997年 4月 同行大淀支店長 2002年 4月 同行監査部主任検査役 2007年 4月 (株)福岡ソフトバンクホークス マーケティング (現福岡ソフトバンク ホークス(株)) 入社 業務監査室室長 2017年 1月 当社常勤監査役 2022年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
<p>【選任理由と期待する役割】 金融機関の出身であり、在職時は6年間、本部監査及び支店監査を統括しておりました。また、同行退職後に勤務した事業会社においても、業務監査室の開設及び室長に就任し、J-SOX監査に従事した経験を有しており、監査等委員として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。 今後の当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の監査に係る高い見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。</p>			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	いし いま いこ 石井麻衣子 (1978年5月19日)	2004年11月 藤山司法書士事務所入所 2007年12月 石井司法書士事務所所長 2018年 1月 当社社外監査役 2022年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年11月 司法書士法人 t 4 代表社員 (現任)	一株
<p>【選任理由と期待する役割】 司法書士及び宅地建物取引士の資格を保有しており、法的書類作成及び不動産に関する専門的な知識をもって、監査等委員として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。 社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後の当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の専門的な見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やなぎ ぼり やすし 柳 堀 泰 志 (1976年1月5日)	2000年4月 (株)TKC入社 2007年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年8月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株) (現エイベックス(株)) 入社 2012年3月 柳堀公認会計士事務所所長 (現任) 2012年6月 柳堀行政書士事務所所長 (現任) 2015年12月 みずほ証券(株)入社 2019年7月 (株)R Jパートナーズ代表取締役 (現任) 2020年1月 柳堀泰志税理士事務所所長 2020年3月 当社社外監査役 2021年3月 税理士法人WellsAccounting (現税理士法人IgnisPartners) 代表社員 (現任) 2021年5月 (株)ハブ社外監査役 (現任) 2021年12月 (株)コラントッテ社外取締役 (現任) 2022年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年5月 (株)日本テクノ開発社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年3月 (株)セイファート社外取締役 (現任)	一株
【選任理由と期待する役割】 監査法人の出身であり、公認会計士及び税理士等の資格を保有しており、財務及び会計に関する専門的な知識をもって、監査等委員として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。 今後の当社及びグループのコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化のため、同氏の財務及び会計に関する専門的な見識を活かし、引き続き経営に対し監督・助言をいただくことを期待し、当社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は社外取締役候補者であります。
3. 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏につきましては、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、本議案が承認された場合は、当社は3氏との間で当該契約を再締結する予定であり、その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当社社外取締役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が社外取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、姫野幸一氏、石井麻衣子氏及び柳堀泰志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

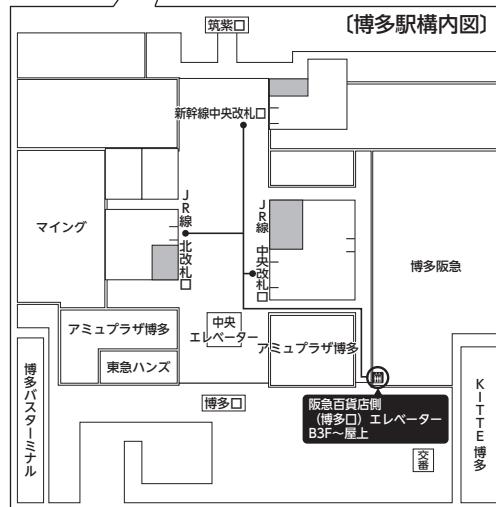
氏名	企業経営	業界経験 (不動産/ 投資/金融)	営業 マーケティング	管理/企画 財務/会計	リスクマネ ジメント/ 法務/監査	ダイバー シティ
高村 隼人	●	●	●			
伊藤 貴光		●	●			
近松 敬倫	●	●		●	●	
徳武 剛	●	●		●	●	
姫野 幸一		●	●		●	
石井 麻衣子		●			●	●
柳堀 泰志		●		●	●	

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：J R博多シティ会議室（B）
福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号 J R博多シティ10階
T E L：092-292-9258（午前9時～午後5時30分）

本総会の開催場所は、前年とは異なっておりますので、ご注意ください。



博多駅1階より会場階行エレベーターのご案内
※午前10時前にお越しの節は阪急百貨店側〈博多口〉エレベーターをご利用ください。
(午前10時以降は中央エレベーター等他のエレベーターをご利用いただけます)